

四日市港管理組合公報

第1107号

令和6年2月16日

金曜日

目次

規 則

○四日市港管理組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に

関する規則の一部を改正する規則

(総務課) 2

規 則

四日市港管理組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則（令和2年四日市港管理組合規則第2号）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年2月16日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第1号

四日市港管理組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則（令和2年四日市港管理組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>四日市港管理組合会計年度任用職員の報酬等に関する規則</u></p> <p>四日市港管理組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年四日市港管理組合条例第5号）において、規則又は管理者が定めることとしている事項については、別に定めるものを除き、三重県人事委員会規則7-77（<u>会計年度任用職員の報酬等に関する規則</u>）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p style="text-align: center;"><u>四日市港管理組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則</u></p> <p>四日市港管理組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年四日市港管理組合条例第5号）において、規則又は管理者が定めることとしている事項については、別に定めるものを除き、三重県人事委員会規則7-77（<u>会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則</u>）の適用を受ける職員の例による。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
